

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、Ⅱ－２－２－２①から③の対応等を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下のイ. 及びロ. により、深度ある対話を行う必要があると認められる銀行(国内基準行は、以下のロ. d. を除いて平成 31 年 3 月期より適用)</p> <p>イ. 重要性テスト</p> <p>△EVE(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(以下「開示告示」という。))に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)の<u>最大値が以下に</u>該当する銀行は、<u>下記ロ. の</u>対象とする。</p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、Ⅱ－２－２－２①から③の対応等を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下のイ. 及びロ. により、深度ある対話を行う必要があると認められる銀行(国内基準行は、以下のロ. d. を除いて平成 31 年 3 月期より適用)</p> <p>イ. 重要性テスト</p> <p>△EVE(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(以下「開示告示」という。))に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)の<u>最大値(国内基準行については、△EVEのうち、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又はスティーブ化に基づき計算されるもののうちの最大値)</u>が次に該当する銀行は、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>a. 国際統一基準行においては、Tier 1 資本の額の 15%を超える銀行</p> <p>b. 国内基準行においては、自己資本の額の 20%を超える銀行</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>③ <u>アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が自己資本の額の 20%を超えるもの）に該当する国内基準行（上記②の適用開始まで）</u></p> <p><u>(注1) アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記イ、ロの 2 種類の金利ショック）は銀行の選択に委ねられる。</u></p> <p><u>二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預金について、以下の a. 又は b. の定義を用いることとする。一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</u></p> <p><u>a. i) 過去 5 年の最低残高、ii) 過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は iii) 現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は 5 年以内（平均 2.5 年以内）として銀行が独自に定める。</u></p>	<p><u>以下のロ. の対象とする。</u></p> <p>a. 国際統一基準行においては、Tier 1 資本の額の 15%を超える銀行</p> <p>b. 国内基準行においては、自己資本の額の 20%を超える銀行</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</u></p> <p><u>三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レートの予測推定に基づくリスク計算など。）。</u></p> <p><u>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点  Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理  Ⅲ-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性  Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項  Ⅲ-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p>	<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点  Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理  Ⅲ-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性  Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項  Ⅲ-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 「銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</p> <p>ロ. 「銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等が記載されているか。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明</u></li> <li>・ <u>リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明</u></li> <li>・ <u>金利リスク計測の頻度</u></li> <li>・ <u>ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明</u></li> </ul> <p>ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑩において同じ。）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期</u></li> <li>— <u>流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期</u></li> <li>— <u>流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提</u></li> </ul> </li> </ul>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 「金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じ</p>	<p>― <u>固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提</u></p> <p>― <u>複数の通貨の集計方法及びその前提</u></p> <p>― <u>スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）</u></p> <p>― <u>内部モデルの使用等、<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>に重大な影響を及ぼすその他の前提</u></p> <p>― <u>前事業年度末の開示からの変動に関する説明</u></p> <p>― <u>計測値の解釈や重要性に関するその他の説明</u></p> <p>・ <u>銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項</u></p> <p>― <u>金利ショックに関する説明</u></p> <p>― <u>金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる<math>\Delta E V E</math>及び<math>\Delta N I I</math>と大きく異なる点）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>て通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。</u>                      (5) ~ (7) (略)</p>	<p>(5) ~ (7) (略)</p>